

下水道事業（下水道・浄化槽）について

町下水道は、つぎの2処理区があります。

奥多摩湖周辺の町が管理する処理場で汚水処理を行う小河内処理区と、境杵村付近から下流は青梅市に接続し昭島市にある都が管理する処理場で汚水処理を行う奥多摩処理区があります。また、下水道区域以外の区域は町設置型合併処理浄化槽の整備および既設合併処理浄化槽の町移管により汚水処理を行っています。

①9月10日『下水道の日』

台風などの

雨水対策のお願い

9月10日は下水道の役割の一つである雨水対策を念頭に、台風や豪雨に備え関心を深めるために国が下水道の日として定めています。この日をきっかけに下水道の役割に目を向け、今後も下水道にゴミや油を流さないことなどを心がけ、

下水道を大切に使いましょう。

なお、大雨時は下水道管への雨水流入が増え、下水道施設に能力以上の雨水が流入し、みなさんの命や財産をおびやかす浸水被害が発生する可能性がありますので、みなさんご自身でもつぎの浸水への備えをお願いします。

・雨水ますや側溝を塞がないようにしましょう
 ・大雨時にはトイレや風呂場、洗濯の排水口にビニール袋に水を入れた水のうをおき宅内への逆流を抑制しましょう

・大雨の直後は風呂場や洗濯の排水など大量の水を流さないようご協力ください
 ＊町の下水道は、宅内のトイレや台所などの汚水のみを処理する分流式下水道です。雨水が宅内排水設備に入り込み、下水道へ流入していないか確認しましょう

②10月1日『浄化槽の日』

浄化槽の正しい使い方

国は、合併処理浄化槽の普及促進および浄化槽法の周知徹底を通じて、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に資することを目的に、10月1日を浄化槽の日と定めています。

この日をきっかけに各家庭の合併処理浄化槽を正しく使うよう心がけましょう。なお、浄化槽は微生物の働きで汚水を分解・浄化することから微生物が働きやすい環境にするために、つぎの点に注意して正しく使いましょう。

・台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さないようにしましょう
 ・洗濯では洗剤、漂白剤は適量を使いましょう
 ・トイレではトイレットペーパー以外の異物を流さないようにしましょう
 ・浄化槽に空気を送るブロー

ワーの電源を切ってしまうと、微生物が死滅してしまうため、電源は切らないようにしましょう

・浄化槽のマンホールの上に物を置くと保守点検や清掃に支障をきたすので、置かないようにしましょう
③公共下水道への接続・合併処理浄化槽への転換のお願い

町の全区域の公共下水道は、供用開始後3年以内に、宅地内のトイレ、風呂場、台所などから公共下水ますまでの排水設備を自己負担で接続する必要があり、浄化槽の廃止や水洗トイレなどへの改修をお願いしてきましたが、平成28年度全面供用開始後3年を過ぎたため、くみ取り手数料が有料となり、排水設備工事の助成制度なども受けられなくなりましたのでご留意ください。

また、一部の地域のみなさんは、浄化槽区域として町管理型合併処理浄化槽へ

の転換をお願いしています。

アダプト制度に

参加しませんか

（美化・清掃などの活動）

町では、環境美化に対する町民意識の向上と地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、町民のみなさんが道路、水路などの里親となり責任をもって美化活動などを行い、これを町が支援する「公共施設アダプト制度」を実施しています。この制度に参加していただける団体をつぎのとおり募集します。

〔対象〕①町内在住・在勤・在学の方で構成されている団体②公共施設の一定区域において1年以上の期間を通じ美化、清掃などを行うことができること。
 〔その他〕詳しくはお問い合わせください。

※このページの内容の問い合わせは、環境整備課